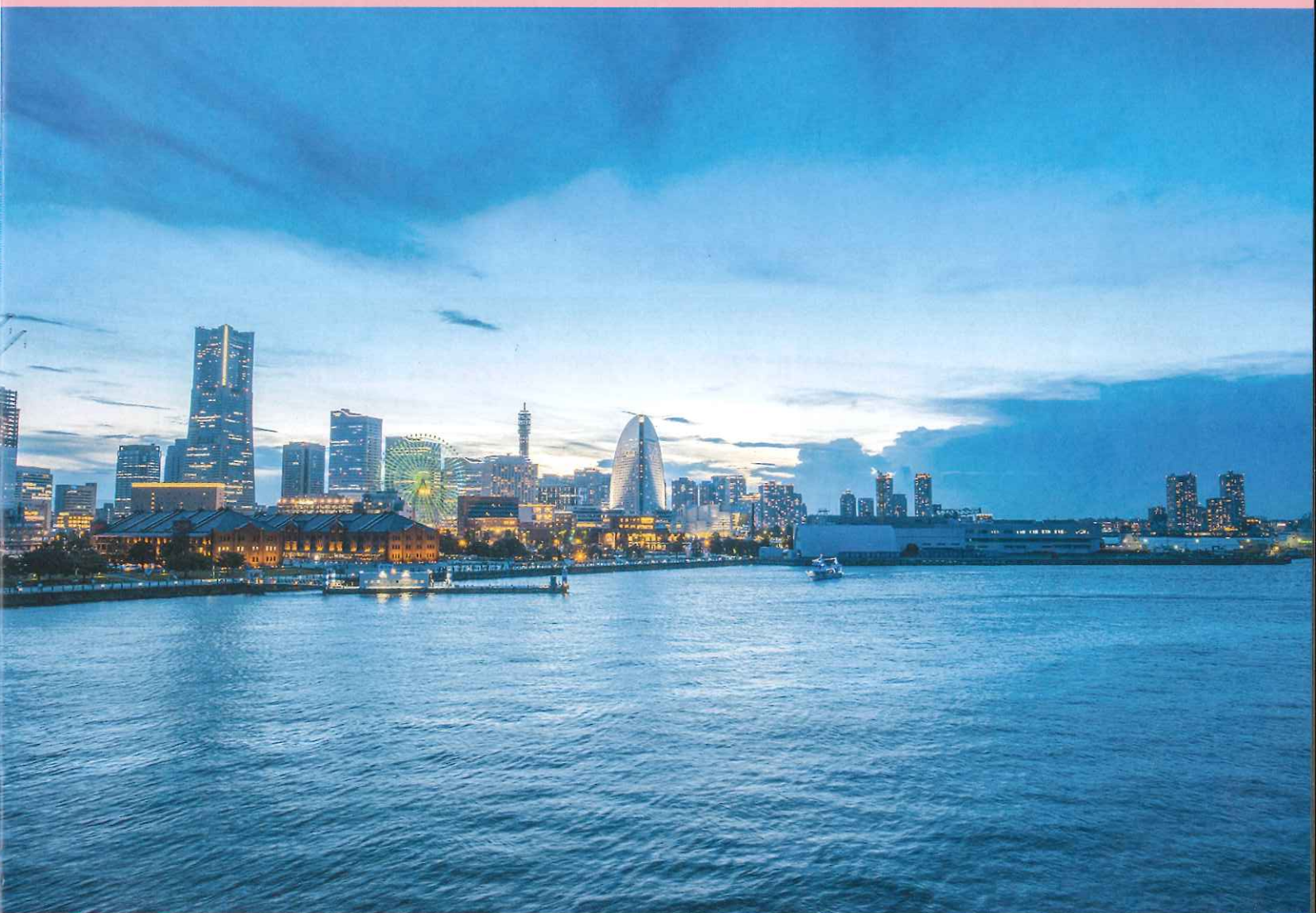


令和3年度

神奈川労働局の重点施策

すべての人がいきいきと働く
かながわを目指して



厚生労働省神奈川労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

神奈川労働局

検索

各施策の具体的な内容や各種統計等の詳細については神奈川労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>をご覧ください



労働行政を展開していく際の基本的考え方

- 雇用環境・均等部署、労働基準部署、職業安定部署がそれぞれの専門性を発揮しつつ緊密に連携し、労働局、労働基準監督署及びハローワークが一体となって機動的かつ的確な行政を推進していきます。
- 地域のニーズを的確に把握し、地方自治体等と緊密な連携を図っていきます。
- 労働行政における各種施策の内容や成果等について、労使はもとより国民全体に分かりやすい形での広報に努め、労働環境の整備に向けた気運の醸成を図っていきます。

令和3年度の重点施策

1 ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

- 雇用調整助成金等により、新型コロナウイルス感染症の影響及びその蔓延防止措置の影響の下、休業を余儀なくされてもなお、労働者の雇用維持・継続に取り組む事業主を支援します。また、産業雇用安定助成金により、一時的な在籍型出向等を活用して、労働者の雇用維持・継続に取り組む出向元と出向先双方の事業主を支援します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方等の雇用機会を確保するため、求職者ニーズに即した事業所訪問等による求人開拓を積極的に実施するとともに、オンラインを活用した職業相談等を展開するなど、ハローワークの職業紹介業務の充実を図ります。

2 ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上の推進

- 「新しい働き方」に対応した良質なテレワークを普及促進するとともに、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、総合的なハラスメント対策等を推進し、誰もが公正で、働きやすい労働環境の整備を図ります。
- 職場における感染症防止対策の推進、長時間労働の抑制、感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する指導等、建設業をはじめとする職場における墜落・転落による死亡災害防止対策の推進に取り組めます。
- 中小企業を中心に改正労働基準法等を周知し、「働き方改革」への自主的な取組を支援します。



労働局による現場パトロール



よこはま新規大学等卒業予定者・既卒者就職面接会

ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

1 雇用の維持・継続に向けた支援

雇用の維持・継続の対策として、引き続き、雇用調整助成金等の周知及び迅速な支給に努めます。

また、新たに創設された産業雇用安定助成金により、在籍型出向により労働者の雇用維持に取り組む出向元と出向先双方の事業主を支援します。

2 ハローワークの職業紹介業務の充実・強化について

求職者・事業主の方々が安心してハローワークを利用することができるよう、職員のマスク着用や消毒の徹底、飛沫防止スクリーンの設置等の感染防止対策を行うとともに、ハローワークインターネットサービスによるマイページの開設・活用促進や各種手続の電子申請の推進、オンラインを活用した職業相談、セミナー等の実施など、来所を不要とするサービスを展開します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方々の就職を支援するため、キャリアコンサルティングを基礎とした担当者制による職業相談・職業紹介を実施するとともに、雇用の確保を図るため、事業所訪問等による求人開拓を積極的に実施します。

さらに、求人者が適格な人材を確保できるよう支援するため、求職者が応募しやすい求人内容の設定等の助言を行うとともに、就職面接会や企業見学会の開催など、求人充足サービスに取り組みます。



3 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

就職氷河期世代の不安定な就労状態にある方々一人ひとりが置かれている複雑な課題に対応するため、県内4か所のハローワークに就職氷河期世代専門窓口を設置し、個々の課題に応じた就職支援を実施します。また、対象となる方の安定した雇用、多様な社会参加の実現のため、官民一体となった取組を推進します。

4 医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援

医療・介護・保育分野など人材不足が深刻化しており、雇用吸収力の高い分野の支援を強化するため、県内6か所のハローワークに設置した人材確保対策コーナーを中心に、求職者・求人者双方に対する重点的なマッチング支援を実施します。また、令和3年度中に同コーナーを増設し、更なる体制強化を図ります。

5 新規学卒者、フリーター、生活困窮者等への就職支援

第2の就職氷河期世代をつくらないために、新卒応援ハローワーク等において、大学等と連携し、新卒者等に対して、担当者制によるきめ細かな就職支援を実施します。また、フリーター等を対象にわかものハローワーク等において、正社員就職を支援します。

さらに、オンラインを活用した職業相談や面接指導、セミナー、企業説明会、就職面接会の開催等を通じて、学校・企業・若年者へ出会いの場を提供するほか、若年者の採用、育成に積極的に雇用管理の優良な中小企業の「ユースエール認定企業」を重点的に支援します。

地方公共団体に設置した一体的実施施設のハローワーク窓口（令和3年3月末現在26か所）では、生活困窮者等の就労支援を、地方公共団体の生活支援と一体となって取り組みます。

6 高齢者の就労・社会参加の促進

70歳までの就業確保措置を講ずることを事業主の努力義務とする改正高年齢者雇用安定法の周知に努めるとともに、高年齢労働者の処遇改善を行う事業主を支援します。また、県内全てのハローワークに設置した生涯現役支援窓口において、高年齢者の就労経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や担当者制による就労支援に取り組みます。



▶ 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援

特に、第三次産業において高年齢労働者による労働災害の増加傾向が顕著であることから、「エイジフレンドリーガイドライン」の周知や雇入れ時教育をはじめとする労働者の生涯を通じた安全衛生教育の充実について、指導啓発に取り組みます。

7 女性活躍・男性の育児休業取得の推進

▶ 不妊治療を受けやすい休暇取得制度等の職場環境の整備の推進

不妊治療についての職場における理解を深め、不妊治療のための休暇制度等を利用しやすい職場環境の整備を図るため、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」等の周知・啓発を行います。

また、不妊治療のために利用できる特別休暇制度・両立支援制度の環境整備に取り組み、労働者に取得又は利用させた中小企業事業主に助成金を支給する支援を行います。

▶ 女性の活躍推進

改正女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出等の義務について、令和4年4月1日から対象企業が労働者101人以上の事業主に拡大されること等を踏まえ、同法の円滑な施行に向けて周知するとともに、より多くの企業が女性活躍推進企業認定マーク（えるぼし・プラチナえるぼし）を取得するよう働きかけます。

また、男女均等取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いについて、男女雇用機会均等法に基づき報告徴収や紛争解決援助に取り組みます。

さらに、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の遵守の徹底や、同措置による助成金の活用について、事業主への積極的な働きかけを行い、感染について不安やストレスを抱える妊娠中の女性労働者が休みやすい職場環境の整備を図ります。



▶ 子育て等により離職した女性の再就職の支援

県内2か所のマザーズハローワーク及び県内7か所のハローワークに設置されたマザーズコーナーにおいて、子供連れでも安心して求職活動ができる環境を整えるとともに、就職を希望する子育て中の女性等の個々のニーズに沿った就職支援を実施します。また、地方自治体と連携を図り、子育てに係る行政サービス情報の提供に取り組みます。

▶ 男性の育児休業取得促進等をはじめとする仕事と育児の両立ができる職場環境整備

令和3年1月1日から施行された、子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得を可能とする改正内容についてや、男性の育児休業取得を促進するため、育児休業制度や配偶者が妊娠・出産したことを知った時に個別に制度を周知するための措置を講じることについて、あらゆる機会を捉えて周知を図ります。

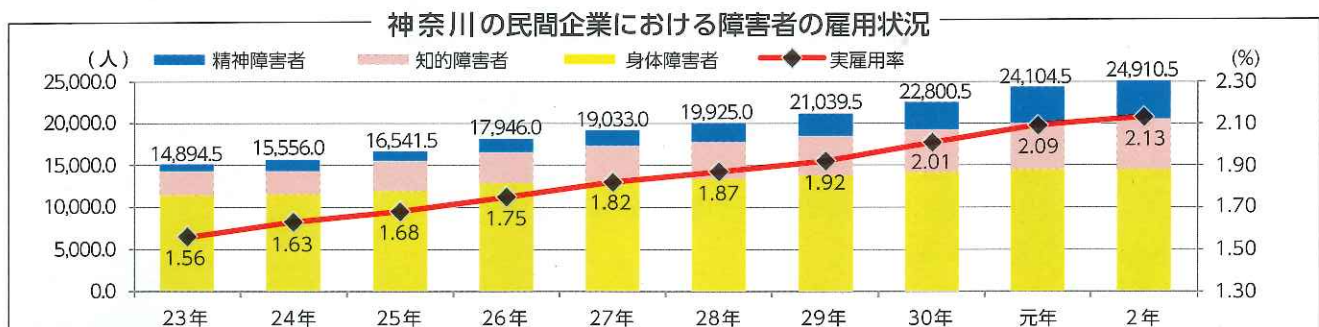
また、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を徹底するとともに、「くるみん」や「プラチナくるみん」認定の申請に向けた働きかけを行います。



8 障害者の就労促進

令和3年3月1日から障害者法定雇用率が引き上げられたことにより、雇用率未達成に転じた企業等に対して、障害者の雇用促進や職場定着を推進するため、ハローワークを中心に地域の関係機関との連携により、就職から職場定着までの一貫したチーム支援を実施します。

また、ハローワークに専門担当者を配置して、多様な障害特性に対応した就労支援に取り組みます。



※1 (出典) 神奈川労働局 障害者雇用状況報告による。

※2 平成18年から平成24年は雇用義務がある企業(56人以上規模)についての集計。法定雇用率は1.8%

※3 平成25年から平成29年は雇用義務がある企業(50人以上規模)についての集計。法定雇用率は2.0%

※4 平成30年以降は雇用義務がある企業(45.5人以上規模)についての集計。法定雇用率は2.2%

9 外国人に対する支援

▶ 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業主に対して、事業所訪問等による雇用管理状況の確認や改善のための助言・援助等に取り組みます。

また、県内6か所のハローワークに設置された外国人雇用サービスコーナーにおいて、通訳員を配置するとともに、13か国語に対応した多言語コンタクトセンター等の活用により、多言語に対応した相談支援体制の整備を図ります。



外国人を雇っている事業主の皆さん、守るべき雇用ルールについて、いま一度チェックしてみましょう。

▶ 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化

労働局及び厚木労働基準監督署に設けている外国人労働者相談コーナーにおいて、外国人労働者の相談に適切に対応します。

II

ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上の推進

1 「新たな日常」の下で柔軟な働き方がしやすい環境整備

▶ 「新しい働き方」に対応した良質な雇用型テレワークの導入・定着促進

適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図るため、テレワーク相談センター等が行う個別相談及びセミナーの案内、改定されたテレワークガイドラインを周知するとともに、中小企業事業主に対して、テレワークを導入し、雇用管理改善等に効果を上げた場合に助成金を支給する支援を行います。

2 ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり

▶ 職場における感染防止対策等の推進

- 新たに「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を労働局健康課に設置し、企業・労働者の相談等に対応します。
- 「職場における5つのポイント」、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用して、感染症防止の基本的事項の確認や職場の実態に即した実行可能な対策を促します。

▶ 働き方改革の実現に向けた取組

- 令和2年4月から時間外労働の上限規制が適用されている中小企業における「働き方改革」の取組を支援する丁寧な対応を行います。
- 法令に関する知識、労務管理体制の状況に応じて、改正労働基準法の内容や取組事例などきめ細やかな情報を提供します。
- 法違反が認められた場合でも、感染症による影響、労働時間の動向、人材確保の状況、取引実態等を踏まえながら、自主的な改善を促進します。
- 自動車運送事業、建設業など上限規制適用猶予業種・業務を対象に、説明会を開催して自主的な取組を促進します。
- 時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場、長時間にわたる過重な労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導を実施します。

手配書の提出も、労働者の同意もへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため
～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

実施すべき ポイントは⑤	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	休憩がとれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	従業員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、換気チケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染防止のための基本的対策
入館時の手拭等の消毒（宿泊業）



複数人が触る箇所の消毒（製造業）



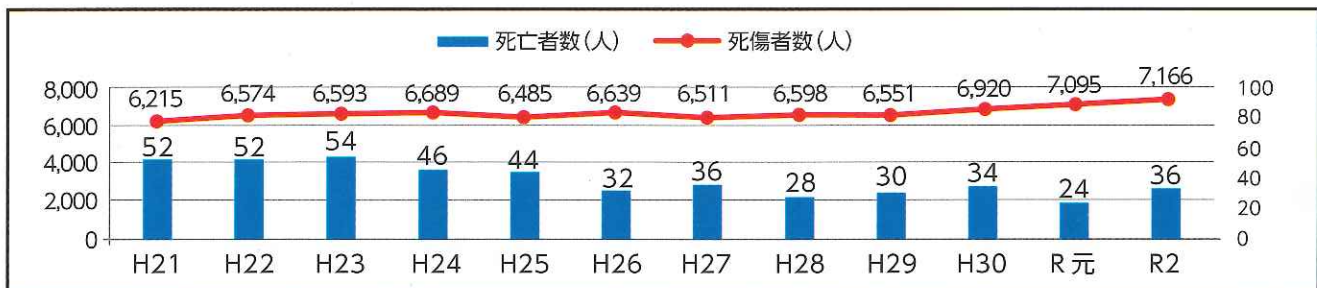
▶ 労働条件の確保・改善対策

- 感染症の影響による大量整理解雇等事案について適切な労務管理がなされるよう啓発指導を実施するとともに、解雇、休業手当不払等に係る申告や、未払賃金立替払制度の対象となる事案への迅速な対応等を行います。
- 賃金や労働時間などの基本的な法定労働条件に関し、労働基準法等の遵守徹底を図ります。また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

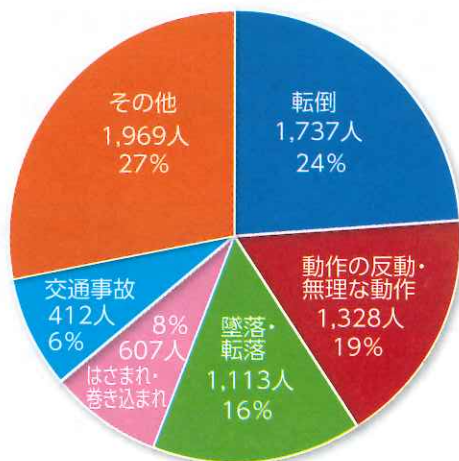
▶ 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

● 県内の労働災害発生状況

令和2年の死亡災害（2月末速報値）は、昨年に比べ12人増加し36人でした。また、休業4日以上死傷災害（上記同様）は、7,166人と前年同期に比べ209人増加し、業種別では陸上貨物運送事業（1,033人）、小売業（969人）、製造業（913人）、社会福祉施設（839人）、建設業（790人）の順で発生しており、中でも卸・小売業、社会福祉施設をはじめとする第三次産業は、4,015人と全体の56%を占める結果となりました。なお、事故の型別では、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」及び「墜落・転落」の順で発生しました。

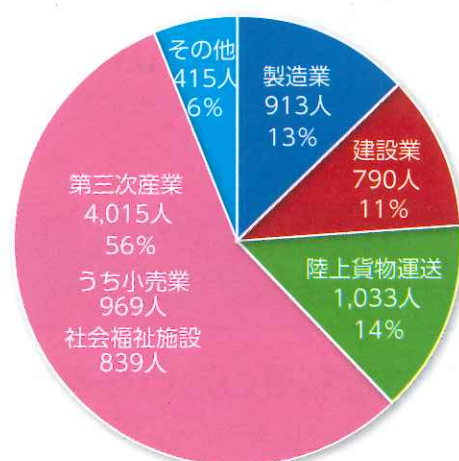


事故の型別死傷災害件数



神奈川労働局調べ

業種別死傷災害件数



神奈川労働局調べ

● 第13次労働災害防止推進計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

- 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
建設業における墜落・転落災害の防止、製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止対策を推進します。
- 労働災害が多発傾向にある、又は減少がみられない業種への対応
小売業・飲食店・社会福祉施設などの第三次産業及び陸上貨物運送事業に対し、労働災害の防止対策を推進します。
- 全ての業種に向けた労働災害防止への対応
全ての業種に対し、転倒災害の防止、高年齢労働者の労働災害の防止及び熱中症における労働災害の防止対策を推進します。

● 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

- 産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策も含めて、これらの取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行います。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の周知を行います。

● 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

化学物質に関するラベル表示の徹底、安全データシート（SDS）の交付の徹底、これらを踏まえたリスクアセスメントの実施を推進します。また、改正された石綿障害予防規則の周知指導の徹底をする等の施策の充実を図ります。

▶ 迅速かつ公正な労災保険の給付

● 新型コロナウイルス感染症に係る的確な労災補償の実施

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償については、迅速かつ的確な調査及び決定を行います。また、労働者等からの相談があった場合においては、懇切丁寧に対応するとともに、事業場などに対し請求勧奨の実施について依頼を行います。

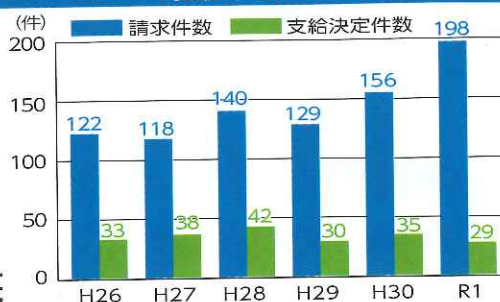
● 過労死等事案に係る的確な労災認定

脳・心臓疾患事案及び精神障害事案については、認定基準を踏まえ迅速・的確な認定を行います。

● 石綿関連疾患に係る的確な労災認定及び石綿救済制度等の周知徹底

石綿関連疾患に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の事案に当たっては、認定基準に基づき、的確な労災認定を行います。また、石綿関連疾患に係る補償（救済）制度について、がん診療連携拠点病院等で問診の際に石綿ばく露チェック表の活用や労災請求の勧奨を依頼するなどの周知の徹底を図ります。

精神障害に係る労災請求・決定件数の推移（神奈川県）



3 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

▶ 最低賃金制度の適切な運営

神奈川県の最低賃金額について、あらゆる機会を捉えて広く周知を図り、最低賃金制度の適正な運営を行います。

最低賃金の件名	最低賃金額 (時間額)	効力発生年月日
神奈川県最低賃金	1,012 円	令和 2 年 10 月 1 日



▶ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

パートタイム・有期雇用労働法が令和3年4月1日より中小企業等に適用されたことから、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金の実現）に向けて、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収等を実施することにより、法の着実な履行確保を行います。また、非正規労働者の待遇改善に係る事業主の取組機運の醸成を図るため、同一労働同一賃金等に取り組む先行企業の収集された事例の周知等を行います。

また、「神奈川働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、業種別同一労働同一賃金導入マニュアル等を活用した支援や、ウィズ・ポストコロナの時代の新しい働き方を踏まえた個別訪問支援、出張相談、セミナー等に加え、業種別団体等に対し、専門家チームによる支援を実施する等、きめ細かな支援を行います。

4 総合的なハラスメント対策の推進

令和4年4月1日から、職場におけるパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が中小企業にも拡大されるため、あらゆる機会を捉えて周知するとともに、措置を講じるよう事業主に対する指導を徹底します。

さらに、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場のハラスメントは複合的に生じることも多いため、総合的・一体的なハラスメント防止対策の取組を支援します。

「総合労働相談コーナー」（裏表紙参照）では、新型コロナウイルス感染症を理由とするいじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントをはじめとしたあらゆる労働問題に関して、労働局長の助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん等により、丁寧に対応します。



5 治療と仕事の両立支援

▶ ガイドライン等の周知啓発

神奈川産業保健総合支援センターと連携して、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」を周知します。

▶ 地域両立支援推進チームの運営

「神奈川県両立支援推進チーム」の活動を通して、地域の関係者が連携し、両立支援に係る関係施策の横断的な取組の促進を図ります。

▶ トライアングル型サポート体制の推進

主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を推進のため、周知を図ります。

6 労働保険制度の適切な運営

▶ 未手続事業一掃対策と収納未済歳入額の縮減

未手続事業を一掃するために、積極的な加入勧奨及び手続指導を行います。また、高額滞納や滞納を繰り返す事業主を重点に、適正かつ実効ある滞納整理を実施します。

▶ 電子申請の利用促進

事業主の行政コスト削減の最優先施策として、電子申請の利用促進に努めます。

▶ 迅速適正な保険給付

労働者の社会復帰の促進や生活及び雇用の安定を図るため、労災保険、雇用保険の迅速適正な給付を行います。

神奈川労働局における労働保険加入事業場数と労働保険徴収決定額の推移



労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)、ハローワークの附属施設、神奈川労働局各課・室 所在地等

労働基準監督署

監督署名	管 轄	所 在 地	電話番号
横浜南	中区、南区、磯子区、港南区、金沢区	〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎 9 階	045-211-7374 (監督) 045-211-7375 (安全衛生) 045-211-7376 (労災保険)
鶴 見	鶴見区 (扇島を除く)	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045-501-4968 (監督) 045-279-5486 (安全衛生) 045-279-5487 (労災保険)
横浜西	戸塚区、瀬谷区、泉区、栄区、保土ヶ谷区、旭区	〒240-8612 横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル 4 階	045-332-9311 (監督) 045-287-0274 (安全衛生) 045-287-0275 (労災保険)
横浜北	神奈川区、西区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎 3 階	045-474-1251 (監督) 045-474-1252 (安全衛生) 045-474-1253 (労災保険)
川崎南	川崎区、幸区、鶴見区扇島	〒210-0012 川崎市川崎区宮前町 8-2	044-244-1271 (監督) 044-244-1272 (労災保険) 044-244-1273 (安全衛生)
川崎北	高津区、多摩区、宮前区、麻生区、中原区	〒213-0001 川崎市高津区溝口 1-21-9	044-382-3190 (監督) 044-382-3191 (安全衛生) 044-382-3192 (労災保険)
横須賀	横須賀市、三浦市、逗子市、三浦郡	〒238-0005 横須賀市新港町 1-8 横須賀地方合同庁舎 5 階	046-823-0858
藤 沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 3 階	0466-23-6753 (監督) 0466-97-6748 (安全衛生) 0466-97-6749 (労災保険)
平 塚	平塚市、伊勢原市、秦野市、中郡	〒254-0041 平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎 3 階	0463-43-8615
相模原	相模原市	〒252-0236 相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 4 階	042-752-2051 (監督) 042-861-8631 (安全衛生) 042-861-8632 (労災保険)
厚 木	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡、大和市、綾瀬市	〒243-0018 厚木市中町 3-2-6 厚木Tビル 5 階	046-401-1641 (監督) 046-401-1960 (安全衛生) 046-401-1642 (労災保険)
小田原	小田原市、足柄下郡、南足柄市、足柄上郡	〒250-0011 小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原 9 階	0465-22-7151

公共職業安定所（ハローワーク）

監督署名	管 轄	所 在 地	電話番号
横 浜	中区、南区、磯子区、港南区、 神奈川区、西区、保土ヶ谷区、 旭区	〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝室関内ビル1～4階	045-663-8609
	横浜港労働出張所	〒231-0002 横浜市中区海岸通4-23	045-201-2031
戸 塚	戸塚区、瀬谷区、泉区、栄区	〒244-8560 横浜市戸塚区戸塚町3722	045-864-8609
港 北	港北区、緑区、青葉区、都筑区	〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-24-6 合同庁舎1・4階 〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-14-30 ルーシッドスクエア新横浜2階	045-474-1221
横浜南	金沢区、横須賀市のうち船越町、 港が丘、田浦町、田浦港町、田浦 大作町、田浦泉町、長浦町、 箱崎町、鷹取町、湘南鷹取、 追浜本町、夏島町、浦郷町、 追浜東町、追浜町、浜見台、 追浜南町、逗子市、三浦郡	〒236-8609 横浜市金沢区寺前1-9-6	045-788-8609
川 崎	鶴見区(横浜市)、川崎区、幸区	〒210-0015 川崎市川崎区南町 17-2	044-244-8609
川崎北	高津区、多摩区、宮前区、 麻生区、中原区	〒213-8573 川崎市高津区千年698-1 〒213-0011 川崎市高津区久本 3-5-7 新溝ノロビル 4 階	044-777-8609
横須賀	横須賀市（横浜南所管轄を除く）、 三浦市	〒238-0013 横須賀市平成町2-14-19	046-824-8609
藤 沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、 高座郡	〒251-0054 藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎1・2階	0466-23-8609
平 塚	平塚市、伊勢原市、中郡	〒254-0041 平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎1・2階	0463-24-8609
小田原	小田原市、足柄下郡	〒250-0012 小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原 9 階	0465-23-8609
相模原	相模原市	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎1階	042-776-8609
厚 木	厚木市、海老名市、座間市、 愛甲郡	〒243-0003 厚木市寿町3-7-10	046-296-8609
大 和	大和市、綾瀬市	〒242-0018 大和市深見西3-3-21	046-260-8609
松 田	秦野市、南足柄市、 足柄上郡	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領2037	0465-82-8609

ハローワークの付属施設

ハローワークプラザよこはま 〒220-0004 横浜西区北幸1-11-15横浜S Tビル1階	☎ 045-410-1010
ハローワークプラザ新百合ヶ丘 〒215-0004 川崎市麻生区万福寺1-2-2 新百合トウェンティワン1階	☎ 044-969-8615
ハローワークプラザ湘南 〒252-0804 藤沢市湘南台1-4-2 ピノスビル6階	☎ 0466-42-1616
かながわ若者就職支援センター（ハローワークコーナー）☎045-311-1331 シニア・ジョブスタイルかながわ（ハローワークコーナー）☎045-412-4125 〒220-0004 横浜西区北幸1-11-15横浜S Tビル5階	
横浜新卒応援ハローワーク 〒220-0004 横浜西区北幸1-11-15横浜S Tビル16階	☎ 045-312-9206
川崎新卒応援ハローワーク 〒210-0015 川崎市川崎区南町17-2	☎044-244-8609
横浜わかものハローワーク 〒231-0005 横浜市中区本町4-40 横浜第一ビル9階	☎045-227-8609

マザーズハローワーク横浜 〒220-0004 横浜西区北幸1-11-15横浜S Tビル16階	☎ 045-410-0338
相模大野職業相談コーナー マザーズハローワーク相模原 〒252-0303 相模原市南区相模大野3-11-7 相模大野B&Vビル5・6階	☎ 042-862-0040 ☎ 042-862-0042
伊勢原市ふるさとハローワーク 〒259-1131 伊勢原市伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ5階	☎ 0463-95-5652
茅ヶ崎市ふるさとハローワーク 〒253-0044 茅ヶ崎市新米町13-32 茅ヶ崎勤労市民会館2階	☎ 0467-86-0562
秦野市ふるさとハローワーク 〒257-0051 秦野市今川町1-3 秦野駅前農協ビル3階	☎ 0463-84-0810
相模原市総合就職支援センター（ハローワークコーナー） 〒252-0143 相模原市緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと6階	☎ 042-700-1560

神奈川労働局各課・室一覧

〒 231 - 8434 横浜市中区北仲通 5 - 57 横浜第 2 合同庁舎 8 階・13 階（本庁舎）					
総 務 部	総務課	8 階	労働局職員の人事・福利厚生、会計、総務	T E L	045-211-7350
			情報公開	F A X	045-651-1190
雇用環境 ・均等部	企画課	13 階	広報、企画調整、両立支援等助成金・業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金等の受付	T E L	045-211-7357
				F A X	045-212-4312
	指導課		男女雇用機会均等、仕事と家庭の両立、総合労働相談（ハラスメント含む）、ワーク・ライフ・バランス	T E L	045-211-7380
				F A X	045-211-7381
労働基準部	監督課	8 階	労働条件の確保、事業場の監督指導	T E L	045-211-7351
				F A X	045-211-7360
	安全課		労働災害の防止等	T E L	045-211-7352
				F A X	045-211-0048
	健康課		労働者の健康管理、作業環境の改善等	T E L	045-211-7353
				F A X	045-211-0048
	賃金室		最低賃金及び最低工賃の決定等	T E L	045-211-7354
				F A X	045-211-7360
	労災補償課		労災補償等	T E L	045-211-7355
				F A X	045-211-7370
	労災補償課分室（※1）		労災医療費の審査	T E L	045-222-6625
				F A X	045-662-6615

※ 1 労災補償課分室 〒231-0006 横浜市中区南仲通 3 - 3 2 - 1 みなとファンタジアビル 5 階

※1 労災補償課分室 〒231-0006 横浜市中区南仲通3-32-1 みなとファンタジアビル5階

〒 231 - 0015 横浜市中区尾上町5 - 77 - 2 馬車道ウェストビル2階・3階・5階・9階 (分庁舎)					
総 務 部	労働保険徴収課	9 階	労働保険料の徴収・収納 労働保険関係の成立、保険料申告の事務	T E L	045-650-2803
				F A X	045-650-2806
職業安定部	職業安定課	3 階 (助成金 は5階)	職業紹介、雇用保険	T E L	045-650-2800
				F A X	045-650-2804
	職業対策課		高齢者・障害者等の雇用促進、助成金の受付、 相談	T E L	045-650-2801
				F A X	045-650-2805
	訓練室		求職者支援制度、職業訓練	T E L	045-277-8802
				F A X	045-277-8812
	需給調整事業課	2 階	労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出及び 監督等	T E L	045-650-2810
				F A X	045-650-2880

総合労働相談コーナー

神奈川労働局雇用環境・均等部 指導課総合労働相談コーナー	〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	TEL 045-211-7358
横浜駅西口総合労働相談コーナー	〒220-0004 横浜市中区北幸1-11-15 横浜STビル11階	TEL 045-317-7830
労働基準監督署内総合労働相談コーナー	各労働基準監督署に設置してあります。	

労働基準監督署

1. 事業場に対する指導
2. 重大・悪質な法違反事案等についての司法処分
3. 事業主等から提出される許可申請、認定申請、届出等の処理
4. 申告・相談等に対する対応
5. 機械設備等の安全・衛生面の指導
6. 災害調査の実施・統計調査の実施
7. 労災保険の給付及び社会復帰促進事業
8. 労働保険の適用・徴収

公共職業安定所 (ハローワーク)

1. 仕事をお探しの方へのサービス
 - ①窓口での職業相談・職業紹介
 - ②求人情報の提供
 - ③雇用保険の給付
 - ④職業能力向上のための職業訓練等の相談
2. 事業主の方へのサービス
 - ①求人の受付・人材の紹介
 - ②雇用保険の適用
 - ③雇用管理指導
(障害者・高齢者・外国人の雇用など)